

奈良県告示第三百八十一号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
株式会社南都銀行	大和高田市永和町一〇番 三一号 株式会社南都銀行 高田支店	大和高田市片塩町一二番 二八号 株式会社南都銀行 高田支店